

【弁護士実務用】伝統的筆跡鑑定・科学的適格性スクリーニング(反対尋問想定問答集)

Ver.2026-R+

作成:トラスト筆跡鑑定研究所 ~ BSHAM™(脳科学 AI 筆跡鑑定®)開発元 ~ 代表:二瓶 淳一

■ 本資料の目的 本資料は、視覚的・主観的な観察に基づく旧来の筆跡鑑定人に対し、その鑑定書の証拠能力を弾劾するための尋問マニュアルです。「絶対的否定」というハイリスクな主張を避け、「客観的検証可能性の欠如(相手の証拠能力は著しく低い)」を論理的に浮き彫りにします。法廷耐性を極限まで高めつつ、BSHAM™が持つ「数値・再現性・誤差評価」の刃を突きつけ、相対的に相手を無力化するプロトコルです。

---

【第1の矢】身体状況と運動エネルギーの「著しい逸脱」を問う（「不可能」という断定を避け、「合理的説明の欠如」を突く）

■ 弁護士：「本件の資料作成当時、遺言者は筋力低下等の身体的制約があったことが客観的記録から確認されています。あなたは、この筆跡に見られる筆圧(Z軸)や運筆の滑らかさが、当時の身体状況の既知の能力範囲から『著しく逸脱していないか』を、何らかの指標を用いて検討しましたか？」

■ 相手方(想定)：「筆跡の特徴を総合的に比較し、矛盾はないと判断しました。」

■ 弁護士(追撃)：「その『総合的』という言葉には、医学的・身体的制約と筆跡の物理的痕跡との間に生じうる『乖離』に対する、客観的かつ合理的な説明(数値的根拠等)は含まれていますか？ それとも、視覚的な形状が似ているという観察にとどまるものですか？」

---

【第2の矢】「類似」の定義と偽陽性・模倣リスクの排除を問う（視覚的な「一致」に潜む3つの致命的バグを突き、主観的推測であることを確定させる）

■ 弁護士：「あなたの鑑定書では『特徴が一致している』ことを根拠に、特定の人物に由来する可能性が高いと述べていますね。ところで、その視覚的な“一致”には、以下の3つの要素がノイズとして必ず混入しうるわけですが、

1. 第三者の『偽造(模倣)』による意図的な一致
2. 書字教育の共通性や没個性的な字形による『見かけ上の一致(クラス特徴)』
3. 全くの別人が書いても似てしまう『偶然の一致(偽陽性)』

あなたは、これら3つの可能性を明確に区別し、排除するための客観的な誤差検証システムやデータセットをお持ちですか？」

■ 相手方(想定):「長年の鑑定経験に基づき、総合的に同一人物の特徴であると判断していません。」

■ 弁護士(追撃):「つまり、『偽造(模倣)』『見かけ上の一致』『偶然性』という、鑑定結果を根底から覆しうる3つの重大なリスクに対して、これらを排除する数値的基準も、誤差帯の検証も一切行っていない、という理解でよろしいですね。そうであれば、『形が一致しているから同一人物らしい』というあなたの評価は、客観的検証に耐え得る科学的鑑定ではなく、単なる主観的推測に過ぎないのではありませんか？」

---

【第3の矢】「機器を用いた観察」と「解析」のすり替えを問う（「主観」と言わせ、再現性のなさを確定させる）

■ 弁護士:「マイクロスコープ等を使用されたとのことですが、その機器で拡大・可視化された画像情報は、その後どのような手順で『分析(データ化)』されましたか？」

■ 相手方(想定):「画像を詳細に観察し、線の震えや筆癖を確認しました。」

■ 弁護士(追撃):「確認ですが、それは機器を使って『より詳細に目で見ただけ(観察)』というだけであり、得られた情報を数値化・統計処理する等の『解析』を行ったわけではない、という理解でよろしいですか？ その観察結果を、第三者が同一資料で全く同じ結論に至るよう保証する手順(再現性)は示されていますか？」

---

【第4の矢】時間的乖離における「変動ノイズ」と「不変コア」の分離を問う（方法論の有無に集中し、事後的な理由付けを封鎖する）

■ 弁護士:「資料間に時間的乖離がある場合、加齢や環境による筆跡の変動(ノイズ)が想定されますが、その変動しうる部分と、長期的に安定して保持される本質的な特徴(コア)を、区別して評価する具体的な手順はありますか？」

■ 相手方(想定):「加齢による自然な変化の範囲内であると考慮し、判断しました。」

■ 弁護士(追撃):「その『考慮』とは、変動の許容範囲を定義する具体的なデータや基準に基づくものですか？ 基準がないまま、合致しない部分を『加齢による変化』として処理しているのであれば、それは単なる事後的な理由付けに過ぎないのではありませんか？」

---

【第5の矢】不確実性(情報の欠落)の「結論への反映」を問う(原本がない逃げ道を塞ぎ、不確実性をどう評価したかを問う)

■ 弁護士:「対象がコピー資料の場合、原本に比べて取得できる情報(筆圧など)に制限が生じます。その情報が欠落しているという『不確実性』を、同一であるという最終結論にどのように反映させましたか？」

■ 相手方(想定):「筆圧はわかりませんが、字形の特徴から総合的に判断可能でした。」

■ 弁護士(追撃):「重要な物理情報が欠落しているにもかかわらず、結論の信頼性がどの程度低下するのか(あるいは維持されるのか)を客観的に明示する手法をお持ちではない、ということですね。情報不足のリスク評価を行わずに断定することは、科学的鑑定の手続きとして不十分ではありませんか？」

---

▼ 弁護士の先生方へ:とどめの一撃 相手方の非科学性を露呈させた後、裁判官は「では、真実は何か」を求めます。この尋問で指摘した「身体状況との乖離監査」「数値解析」「確率論的証明」のすべてを網羅し、客観的ファクトのみで構成された鑑定書を作成できるのは、BSHAM™だけです。

反論意見書・再鑑定の依頼・無料初期診断はこちら [トラスト筆跡鑑定研究所](https://trust-kantei.com) Tel: 090-2655-7711 URL: <https://trust-kantei.com>